

令和7年度 定期総会結果報告

令和7年度定期総会が、去る5月29日午後2時から開催されました。

本人出席は95名（役員含む）、委任状による出席は1635名でした。

令和7年度

副会長 竹内 彰志

議 案	概 要	結 果
【第1号議案】 令和6年度一般会計・特別会計決算の件	一般会計は3億9198万円の赤字予算を組んでいたが、当期収入は予算を上回る16億1636万円を計上し、当期支出は合計15億1896万円となり、単年度収支は9740万円の収入超過となった。この結果、前年度からの繰越金11億6871万円が当該超過分増加し、令和7年度に12億6611万円を繰り越すこととなった。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第2号議案】 令和7年度一般会計・特別会計予算案の件	一般会計の予算規模は27億9102万円（当期収入予定15億2490万円、繰越金12億6612万円、支出予定19億4660万円）である。単年度では、4億2170万円の赤字予算である。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第3号議案】 令和8年度4・5月分 一般会計・特別会計暫定予算案の件	一般会計及び特別会計について、令和7年度予算の2か月分を令和8年4・5月分の暫定予算とする。なお、会計規則第16条第2項（改正令和3年2月9日規則第4号）に基づき、「災害その他やむを得ない事由により定期総会を5月に開くことができないときは、暫定予算の額の2分の1に相当する額をもって6月から定期総会で予算が議決される月までの各月分の暫定予算とする」旨を付記している。	異議なく可決承認
【第4号議案】 綱紀委員会委員選任の件	法定委員会である綱紀委員会委員について、任期満了に伴う再任及び新任委員を選任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第5号議案】 第4号議案において選任された委員がその選任後任期満了までに欠けた場合の補欠選任について常議員会に一任する件	第4号議案において選任された綱紀委員会委員が任期満了までに欠けた場合、その都度総会を開催することは現実的でないため、その選任を常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第6号議案】 災害その他やむを得ない事由により、令和7年度の臨時総会が令和8年1月までに、また、令和8年度の定期総会が5月に開くことができないときには、当会資格審査会委員及び予備委員、綱紀委員会委員及び予備委員並びに懲戒委員会委員及び予備委員の選任を常議員会に一任する件	災害その他やむを得ない事由を理由に、定期総会又は臨時総会が当初の予定時期より延期して開催された場合、綱紀・懲戒・資格審査会の委員及び予備委員の選任ができず、法定委員会の開催に影響を及ぼすこととなる。そのため、定期総会又は臨時総会が順延された場合に限り、前記委員会委員の選任を常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第7号議案】 第二東京弁護士会会則一部改正（第15条、第74条）の件	日弁連の会則中の一部改正（登録事項の変更に関する電子情報処理組織を用いた届出及び登録料の無料化）及び関連規定中の一部改正が可決されたことに伴い、日弁連が作成したモデル規定案に基づき、会則を変更するものである。なお、施行日については、日弁連システムと当会のシステムを連携するための改修が必要となるため、システムの準備の状況により常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第8号議案】 第7号議案で議決された会則一部改正（第15条、第74条）の施行の日の定めを常議員会に一任する件	日弁連の会則中の一部改正（登録事項の変更に関する電子情報処理組織を用いた届出及び登録料の無料化）及び関連規定中の一部改正が可決されたことに伴い、日弁連が作成したモデル規定案に基づき、会規を変更するものである。なお、施行日については、日弁連システムと当会のシステムを連携するための改修が必要となるため、システムの準備の状況により常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第9号議案】 外国法事務弁護士特別会員及び外国法事務弁護士法人特別会員会規一部改正の件	日弁連の会則中の一部改正（登録事項の変更に関する電子情報処理組織を用いた届出及び登録料の無料化）及び関連規定中の一部改正が可決されたことに伴い、日弁連が作成したモデル規定案に基づき、会規を変更するものである。なお、施行日については、日弁連システムと当会のシステムを連携するための改修が必要となるため、システムの準備の状況により常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第10号議案】 第9号議案で議決された外国法事務弁護士特別会員及び外国法事務弁護士法人特別会員会規一部改正の施行の日の定めを常議員会に一任する件	日弁連の会則中の一部改正（登録事項の変更に関する電子情報処理組織を用いた届出及び登録料の無料化）及び関連規定中の一部改正が可決されたことに伴い、日弁連が作成したモデル規定案に基づき、会規を変更するものである。なお、施行日については、日弁連システムと当会のシステムを連携するための改修が必要となるため、システムの準備の状況により常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第11号議案】 第二東京弁護士会会則一部改正（第25条）の件	総会の手続のオンライン化の一環として、招集通知を電磁的方法で行うことができる規定を創設するものであり、会員が、電磁的方法で招集通知を受けることを選択することができるようとする改正案。なお、オンライン化の実施にはシステム開発等の準備が必要となるため、その施行の日の定めは、常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第12号議案】 第11号議案で議決された会則一部改正（第25条）の施行の日の定めを常議員会に一任する件	総会の手続のオンライン化の一環として、会員サービスサイトを通じて議決権の代理権行使の書面（委任状）を提出することができる規定を創設するものであり、会員が、電磁的方法で委任状を提出することができるようとする改正案（第7条の2関係）。総会へのオンライン参加（審議や議決に加わることができない参加型）を認める改正案（第12条関係）。なお、オンライン化の実施にはシステム開発等の準備が必要となるため、第7条の2関係の改正の施行の日の定めは、常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第13号議案】 第二東京弁護士会議事会規一部改正の件	総会の手続のオンライン化の一環として、会員サービスサイトを通じて議決権の代理権行使の書面（委任状）を提出することができる規定を創設するものであり、会員が、電磁的方法で委任状を提出することができるようとする改正案（第7条の2関係）。総会へのオンライン参加（審議や議決に加わることができない参加型）を認める改正案（第12条関係）。なお、オンライン化の実施にはシステム開発等の準備が必要となるため、第7条の2関係の改正の施行の日の定めは、常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第14号議案】 第13号議案で議決された議事会規一部改正の施行の日の定めを常議員会に一任する件	役員等選挙の手続のオンライン化の一環として、郵便投票請求を電磁的方法で行うことができる規定を創設するものであり、会員が、電磁的方法で当該請求をすることができるようとする改正案（第11条の2関係）。選挙会規に違反する行為があった場合の公表方法として、会員サービスサイトに掲載する方法を追加する改正案（第21条関係）。会員の選択により、選挙公報を会員サービスサイトに掲載することで、その発送に代えることができるようとする改正案（第24条の2関係）。立候補届及び辞退届の提出を電磁的方法で行うことができるようとする改正案（第27条関係）。なお、オンライン化の実施にはシステム開発等の準備が必要となるため、その施行の日の定めは、常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第15号議案】 選挙会規一部改正の件	役員等選挙の手続のオンライン化の一環として、郵便投票請求を電磁的方法で行うことができる規定を創設するものであり、会員が、電磁的方法で当該請求をすることができるようとする改正案（第11条の2関係）。選挙会規に違反する行為があった場合の公表方法として、会員サービスサイトに掲載する方法を追加する改正案（第21条関係）。会員の選択により、選挙公報を会員サービスサイトに掲載することで、その発送に代えることができるようとする改正案（第24条の2関係）。立候補届及び辞退届の提出を電磁的方法で行うことができるようとする改正案（第27条関係）。なお、オンライン化の実施にはシステム開発等の準備が必要となるため、その施行の日の定めは、常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第16号議案】 第15号議案で議決された選挙会規一部改正の施行の日の定めを常議員会に一任する件	役員等選挙の手続のオンライン化の一環として、郵便投票請求を電磁的方法で行うことができる規定を創設するものであり、会員が、電磁的方法で当該請求をすることができるようとする改正案（第11条の2関係）。立候補届及び辞退届の提出を電磁的方法で行うことができるようとする改正案（第24条の2関係）。立候補届及び辞退届の提出を電磁的方法で行うことができるようとする改正案（第27条関係）。なお、オンライン化の実施にはシステム開発等の準備が必要となるため、その施行の日の定めは、常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【議決権数（午後2時06分現在）】	総議決権数1730（外国法事務弁護士特別会員が議決権を有しない議案は1719） ・弁護士会員 95（含役員 8）、委任状 1624 ・外国法事務弁護士特別会員 0、委任状 11	